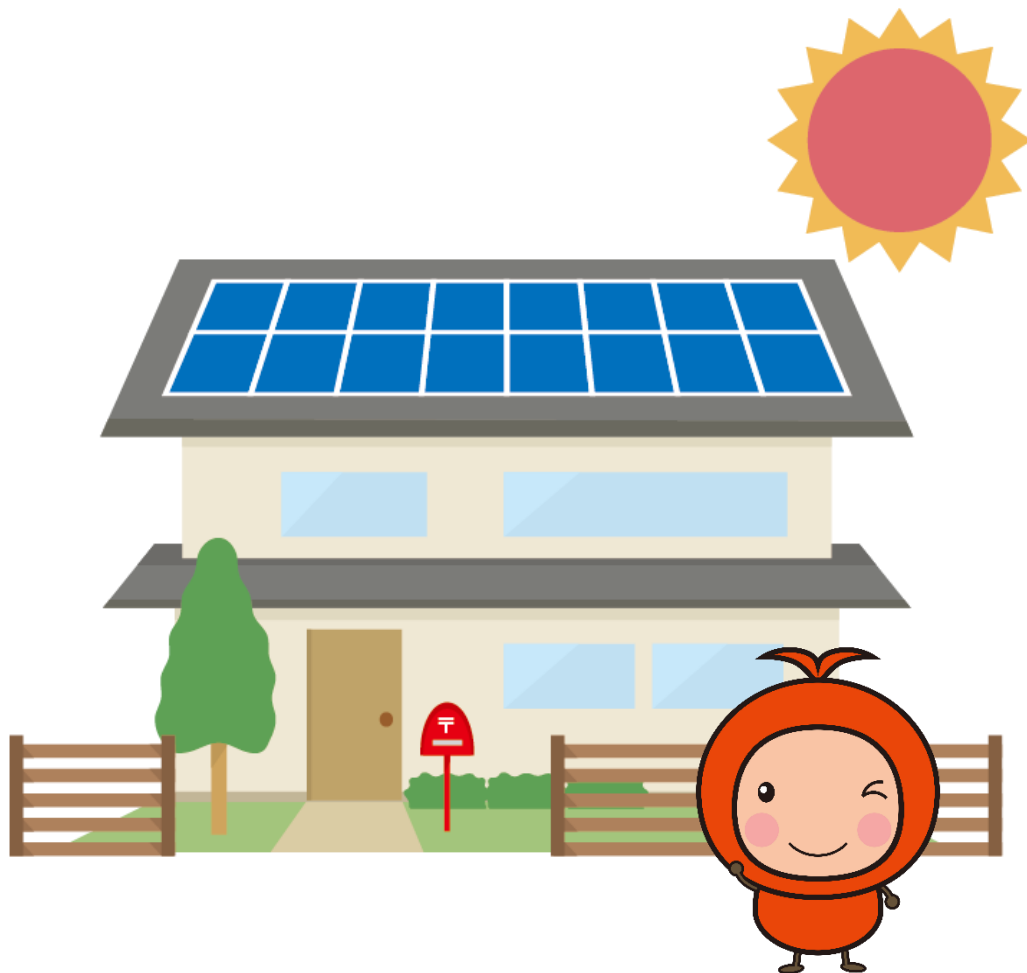


太陽光発電等再生エネ設備導入 資金貸付制度の手引き

[令和6年度版]



上士幌町
ゼロカーボン推進課



目次

貸付制度の概要	2
手続きの流れ	4
貸付金の申請	5
金融機関審査	5
あっせん通知	6
貸付計画変更申請	6
完了報告	7
金融機関から連絡	7
貸付金受領	7

貸付制度の概要

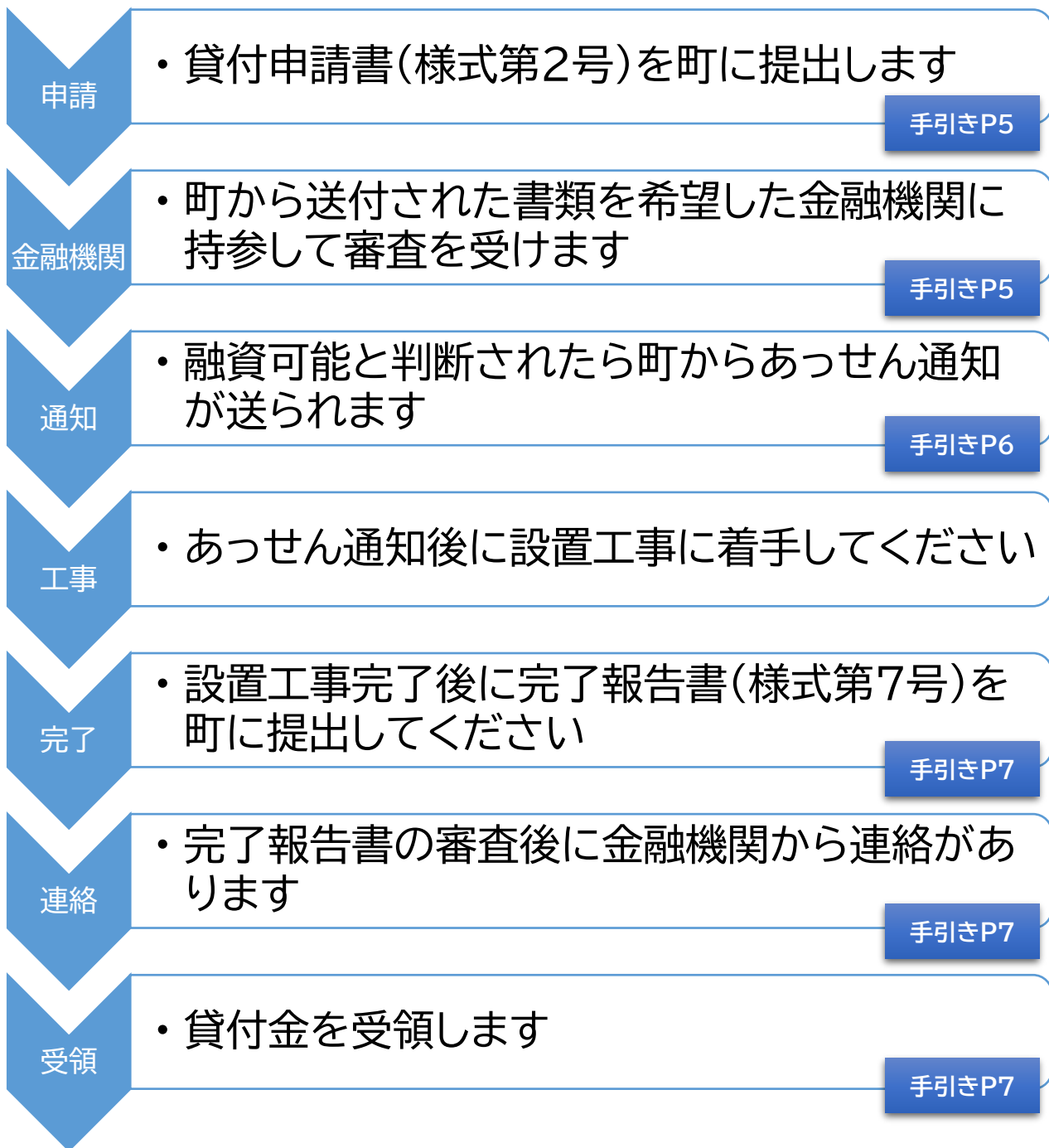
上士幌町では、太陽光発電等再エネ設備導入補助金を活用し、ご家庭(一般住宅)に太陽光発電設備を導入される方に対して、無利子の貸付を実施します。

貸付制度名	上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付
募集期間	令和6年4月24日～令和6年12月27日
対象設備の種類	太陽光発電設備、定置用蓄電池及びV2H充電設備
対象設備の要件	次の各号に該当するもの ＜共通＞ (1)未使用品であること(中古品は対象外とする)。 (2)性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (3)各種法令等に遵守した設備であること。 ＜太陽光発電設備＞ (4)住宅の屋根等への設置に適しかつ太陽電池の最大出力の合計値(kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨て)が2kW以上50kW未満の小出力発電設備であること。 (5)一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。 ＜定置用蓄電池＞ (6)再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (7)リチウムイオン蓄電池又は同等以上の性能を持ち、蓄電池部及び蓄電システム部の安全基準(JIS C 8715-2、JIS C 4412)の規格を満足すること(4,800Ah・セル相当のkWh未満)。 (8)停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ＜V2H充電設備＞ (9)電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。 (10)再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (11)「CEV補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

対象者	次のいずれにも該当される方 ①上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入補助金により対象設備を導入する ②町税を滞納していない ③自らを含め同一世帯内に本制度による貸付を受けた方がいない ④18歳以上である ⑤貸付を受けた資金について十分な返済能力がある ⑥取扱金融機関の指定する保証機関が定める要件を満たす ⑦暴力団員に該当していない
対象経費	<太陽光発電設備> ・太陽光モジュール、架台、インバータ等の設備購入、町指定の太陽光発電量計測機器及び通信機器 ・設置工事にかかる経費 <定置用蓄電池> ・蓄電池本体、電力変換装置、配線器具等の設備購入 ・設備設置工事にかかる経費 <V2H充電設備> ・V2H装置本体、電力変換装置、配線器具等の設備購入 ・設備設置工事にかかる経費 ※対象設備を設置する際の屋根補強や地盤補強などの経費は補助対象となりません。ご不明な点はお問合せください。
貸付限度額	上限150万円(1万円単位)
償還期間	10年以内
利息	無利子
保証料	自己負担 ※保証料の額については、取扱金融機関にご確認ください。
償還方法	元金均等毎月償還方式
取扱金融機関	帯広信用金庫上士幌支店 十勝信用組合上士幌支店 上士幌町農業協同組合

手続きの流れ

申込みや設置工事、貸付金を受け取るまでの流れは以下のとおりです。



ご注意！

- ☑ 必ず工事前に申請してください。あっせん通知前に工事に着手した場合は、貸付けすることができません。
- ☑ 申請内容に変更があった場合は、工事前に「計画変更申請書」を提出してください。
- ☑ 他の金融機関等からの借換えには利用できません。

貸付金の申請

貸付申請書に必要な書類を添付し、ゼロカーボン推進課へ提出してください。

なお、『太陽光発電等再エネ設備導入補助金』の申請書と同時に提出いただくと審査が円滑に進みます。

提出書類

1. 上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付申請書（様式第1号）
2. 対象設備に係る見積書等（写）
※見積書の場合は、金融機関との貸付本契約の際に契約書（写）をご提出していただくこととなります。
3. 位置図（設置建物の所在地が確認できるもの）
4. 町税状況調査承諾書または町税を滞納していないことを証明する書類
5. 住宅等の所有者の承諾書（設置する建物が申請者の所有でない場合）
6. 設置形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等

金融機関審査

町で貸付申請書の審査が終わり次第、金融機関の審査を受けてください。申請者のご自宅に町から書類が送付されますので、金融機関へ提出してください。

なお、金融機関での審査については、身分証明書、源泉徴収票などが必要となりますのでご用意をお願いいたします。

金融機関へ持参する書類

1. 町から郵送された書類一式
2. 身分証明書
3. 印鑑
4. 源泉徴収票、税務署発行の納税証明書（その2）または給与証明書
5. 土地建物の登記事項証明書

【取扱金融機関】

- 帯広信用金庫上士幌支店
- 十勝信用組合上士幌支店
- 上士幌町農業協同組合

あっせん通知

金融機関での審査が終わり次第、貸付を仮決定し、町より貸付のあっせん通知書を郵送します。

あっせん通知書が届きましたら、設置工事を開始してください。

必ず工事前に申請してください。あっせん通知前に工事に着手した場合は、貸付けすることができません。

補助金を同時に申し込まれている方は、補助金の交付決定通知書と貸付のあっせん通知書を同時に郵送します。

貸付計画変更申請

貸付申請内容に変更が生じた場合は、貸付計画変更申請書を提出し、変更の承認を必ず受けてください。なお、工事着手前にあらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

【変更の申請が必要な場合】

- 対象経費等が増減したため、貸付金額を変更したい。
- 貸付金額は変わらないが、対象経費が2割以上増減する。

※上記以外でも申請内容に変更が生じる場合は、ゼロカーボン推進課(TEL01564-7-7255)までお問合せください。

提出書類

1. 上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付計画変更申請書（様式第4号）
2. 変更後の見積書等の写し
3. 変更後の設備形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等
4. 変更後の対象経費を記載した貸付申請書（様式第1号）の「4 貸付対象経費・貸付金申請額」のページ（貸付対象経費に変更がない場合は提出不要）

完了報告

設置工事が完了したら、設置完了報告書に必要な書類を添付し、ゼロカーボン推進課に提出してください。

提出書類

1. 上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付対象設備設置完了報告書(様式第7号)
 2. 対象設備の設置状況を撮影した写真
 3. 電力会社による太陽光発電余剰電力需給契約確認書等の写し
 4. 電力会社による電気設備調査結果がわかる竣工検査の試験記録書の写し
- ※蓄電池もしくはV2H充放電設備のみの導入の場合は、設置済みである再生可能エネルギー発電設備の契約確認書の写し

金融機関から連絡

貸付金受領

設置完了報告書の審査が終わり次第、金融機関から申請者の方へ連絡がありますので、貸付金の受領に必要な手続きの説明を受けてください。

なお、この時点で、貸付に関する本契約がされるのが一般的です。

貸付金の受領方法については、取扱金融機関によって異なることがありますので、本契約の際に金融機関にお問合わせください。

【お問合わせ先】

上士幌町ゼロカーボン推進課

〒080-1492 河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

TEL：01564-7-7255